

2020年度国立研究開発法人理化学研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人理化学研究所(以下、「理研」という。)は、事業及び事務の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2020年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

理研は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、常に世界トップレベルの研究成果の創出を目標とし、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努めるとともに、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り開く努力を行っている。

- (1) 理研における2019年度の契約状況は表1のとおり、契約件数は2,883件、契約金額は454億円である。このうち競争性のある契約は2,161件(75.0%)、349億円(76.9%)であり、競争性のない随意契約は、722件(25.0%)、105億円(23.1%)となっている。

2018年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は26件増加、金額では825億円減少している。全体に占める割合で見ると、件数は、2018年度が22.6%で2019年度が25.0%と2.4%増加している。金額は、2018年度が62.2%で2019年度が23.1%と39.1%減少している。これは、2018年度に、京コンピュータの後継機となる「次世代超高速電子計算機システムの製造・構築」780億円の調達があったことが主な減少要因であると考えられる。

表1 2019年度の理化学研究所の調達全体像 (単位：億円)

	2018年度		2019年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	2,328 (75.5%)	556 (37.3%)	2,095 (72.7%)	344 (75.8%)	233 (10.0%)	212 (38.1%)
企画競争・公募	60 (1.9%)	8 (0.5%)	66 (2.3%)	5 (1.1%)	6 (10.0%)	3 (37.5%)
特例随意契約	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
競争性のある契約(小計)	2,388 (77.4%)	564 (37.8%)	2,161 (75.0%)	349 (76.9%)	227 (9.5%)	215 (38.1%)
競争性のない随意契約	696 (22.6%)	930 (62.2%)	722 (25.0%)	105 (23.1%)	26 (3.7%)	825 (88.7%)
合計	3,084 (100%)	1,494 (100%)	2,883 (100%)	454 (100%)	201 (6.5%)	1,040 (69.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、2019年度の対2018年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、交渉の結果随意契約としたものを含む。

(2) 理研における 2019 年度の競争入札案件に占める一者応札・応募の状況は表 2 のとおり、応札・応募が 1 者であった契約の件数が 1,744 件 (81.5%)、金額は 226 億円 (65.3%) である。これは、理研が独創的・先端的な研究機関であり最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限られることが多いということ等が要因として考えられる。

2018 年度と比較すると、全件数に占める 1 者以下の応札・応募の割合は 79.0% から 81.5% へと微増している。金額ベースでみると、2018 年度は、競争入札 482 億円のうち 1 者応札案件は 364 億円で、占める割合は 75.5% であった。2019 年度は、競争入札 346 億円のうち 1 者応札案件は 226 億円で、占める割合は 65.3% であり、2018 年度より減少した。これは、2018 年度の「理化学研究所本部・事務棟整備等事業 (PFI)」144 億円が 1 社応札となったことが大きな要因と考えられる。

表 2 2019 年度の理化学研究所の 1 者応札・応募状況 (単位:億円)

		2018 年度	2019 年度	比較増 減
2 者以上	件数	487 (21.0%)	396 (18.5%)	91 (18.7%)
	金額	118 (24.5%)	120 (34.7%)	2 (1.7%)
1 者以下	件数	1,835 (79.0%)	1,744 (81.5%)	91 (5.0%)
	金額	364 (75.5%)	226 (65.3%)	138 (37.9%)
合 計	件数	2,322 (100%)	2,140 (100%)	182 (7.8%)
	金額	482 (100%)	346 (100%)	136 (28.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、2019 年度の対 2018 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

1. の現状分析等及び理研における調達の特徴を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約に関する取組

随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成25年12月閣議決定)」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができただかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。

【入札基準額以上の契約事案に占める競争性のない随意契約となった案件が随意

契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。】

① 企画競争方式

発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。

【随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。】

② 随意契約の事前確認公募方式

専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。

【随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。】

(2) 一者応札・一者応募に関する取組

【競争入札に占める一者応札・応募の件数等を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。】

① 調達情報公開の継続

供給業者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。

また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。

今後も供給業者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。

【公告の掲示版への掲示だけでなく、ホームページにも掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者等からの反応や関心等効果の検証】

② 公正性、競争性の担保

調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重（特化）になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。

【仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数。会議等での発表回数】

③ 入札参加要件の緩和

競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。

【入札参加の緩和を行った件数】

④ 公告期間の確保

理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で 10 日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。

今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努めていく。

【公告期間を業務日で10日間とした入札件数、業務日で10日を超えて公告期間を確保した件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。】

(3) 単価契約及び一括契約の締結促進の取組

随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。

【単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるように検討した上で実施し、効果について検証する。】

(4) Web 調達の活用

少額で購入頻度の高い消耗品等の調達については、発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきた Web 調達が挙げられる。

Web 調達は全所で利用可能となっていることから、これを活用することにより、調達の簡素化等業務の効率化を目指す。

【Web 調達契約の活用により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。】

(5) ICT（情報通信技術）の活用の検討

契約依頼、調達手続き、納品確認など一連の契約手続きの各段階で ICT を活用することができれば、契約手続きが効率化できる可能性があること、また、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした働き方改革にも貢献できることから、ICT の活用について検討する。

【ICT の活用による契約手続きの効率化と働き方改革への貢献について検証する。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 発注権限の遵守

理化学研究所においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行う。

【全ての発注は、契約担当部署からの発注としたか。】

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

入札実施基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。

【少額随意契約基準を超える競争性のない随意契約について、全件契約審査委員会の審査を実施したか。】

(3) 契約担当部署による納品確認の徹底

検収にあたっては、契約担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しているが、不正防止の観点から確実に実施する。

【物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。】

(4) 公的研究費の不正使用防止のための取組

研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを契約担当部署で共有するとともに、研究者へ周知徹底する。

【事業所の契約担当者間で共有を行ったか。研究室へ周知を行ったか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を設置した。（平成 27 年 12 月 24 日規程第 103 号） 調達等合理化検討委員会を中心に、調達等合理化に取り組むものとする。

また、必要に応じて同委員会に作業部会を置き、具体的な作業等を行うものとする。

調達等合理化検討委員会の構成

委員長：契約担当理事

委員：

- ・ 副理事のうちから理事（契約担当）が指名する者
- ・ 契約業務部長
- ・ 筑波事業所研究支援部長
- ・ 横浜事業所研究支援部長
- ・ 神戸事業所研究支援部長
- ・ 播磨事業所研究支援部長

上記のほか、委員長は、必要に応じて委員を指名可能。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して「契約状況の点検・見直し方針」（平成 21 年 11 月 26 日理事会議決定）に該当する個々の契約案件の点検・見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、理研のホームページにて公表するものと

する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上

2020年度調達等合理化計画自己評価

NO.	計画	評価指標	自己評価
1	<p>2.重点的に取り組む分野</p> <p>2020年度調達等合理化計画1.の現状分析及び理研における調達の特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。</p>	-	-
2	<p>(1)随意契約に関する取組</p> <p>随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることのできる事由を会計規程等において明確化し、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることのできる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができたかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。</p>	<p>入札基準額以上の契約事案に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。</p>	<p>入札基準額以上の契約案件に占める競争性のない随意契約の件数及び金額は、2019年度の722件、105億円に対して、2020年度は768件、137億円となっており、件数では46件増加、金額では32億円増加している。全体に占める割合でみると、件数は、2019年度が25.0%で2020年度は25.4%とほぼ同じであるが、金額は、2019年度が23.1%で2020年度は25.1%と2.0%増加している。これは、2019年度の「2019年度 スーパーコンピュータ「京」の保守」21億円が、2020年度は、「2020年度 スーパーコンピュータ「富岳」およびデータ移行用ファイルシステムの保守」48億円になり、また、「建物賃貸借【東京連絡事務所及び革新知能統合研究センター拠点等】」10億円の調達があったことが主な要因であると考えられる。</p> <p>入札基準額以上の競争性のない随意契約については、すべての案件について契約審査委員会による事前審査を実施し、適切に契約を締結した。</p>
3	<p>①企画競争方式</p> <p>発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。</p>	<p>随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的な事例をもって検証する。</p>	<p>企画競争方式の実施件数は9件(うち6件は複数者の応募)であった。企画競争方式を採用することで、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手先として選定することができた。</p> <p>例としては、神戸の「計算科学研究センター「富岳」メイキング動画制作」では、4者の応募があり、「富岳」を効果的に広報するための企画提案、制作体制、過去の制作実績等を勘案したうえで契約業者を選定した。結果として、落語家がナビゲーターを務めるというこれまでにない企画によるわかりやすい動画が制作できた。また、和光の「RIKEN Research 原稿・冊子制作」では、2者の応募があり、理研の研究紹介を含め海外向け広告媒体として洗練されているかを判断した上で契約業者を選定することができた。横浜の「生命医科学研究センター Annual Report 2019」では、2者の応募があり、デザインや提案内容などについて審査を行い、優れた者を契約業者として選定できた。</p>
4	<p>②随意契約の事前確認公募方式</p> <p>専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。</p>	<p>随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。</p>	<p>随意契約事前確認公募方式の実施件数は33件であった。このうち10件において、他社が案件に興味を示し、調達ホームページ上から資料をダウンロードしており、透明性、競争性の観点から事前確認公募を実施した効果があった。</p> <p>なお、他社からの参加意思表示によって入札へ移行した案件は、播磨の「蓄積リング棟マシン冷却系冷却塔(CT01-A・B・C)ファンモータ交換」のみであった。</p>

NO.	計画	評価指標	自己評価
5	(2)一者応札・一者応募に関する取組	競争入札に占める一者応札・応募の件数等を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。	2019年度は、競争入札2,140件のうち1者応札案件数は1,744件で、1者応札率は81.5%であったが、2020年度は、競争入札2,230件のうち1者応札案件数は1,826件で、1者応札率は81.9%であり、2019年度とほぼ同じであった。金額ベースでは、2019年度は、競争入札346億円のうち1者応札案件は226億円で、占める割合は65.3%であったが、2020年度は、競争入札388億円のうち1者応札案件は242億円で、占める割合は62.4%であり、2019年度より若干減少した。これは、「2020年度～2023年度理化学研究所計算科学研究センターで使用する都市ガス」20億円や「2020年度理化学研究所計算科学研究センターで使用する電気」15億円など、複数者応札となった高額案件の影響によるものと考えられる。
6	①調達情報公開の継続 供給業者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。 また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。 今後も供給業者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。	公告の掲示板への掲示だけでなく、ホームページにも掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者等からの反応や関心等効果の検証	入札公告及び随契公募は、掲示板への文書による公告に加えて、Web公開を100%実施した。 また、来所した業者には、入札情報の自動配信サービスの活用を促している。本サービスにより、訪問頻度の少ない業者も入札情報の入手が容易となり、業者が応札可能性のある案件を見落とさずにすむようにしている。これにより資料のダウンロードや参加機会も多くなり関心の高さが維持されている。
7	②公正性、競争性の担保 調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重(特化)になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。	仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数。会議等での発表回数	各事業所で、新入職員向けに新人オリエンテーションや就業説明会等を毎年開催しているが、その中で仕様書の作成に関する注意、啓発等、また官製談合等の不正に関する注意も行っている。2020年度の実施回数は10回(和光4回、筑波1回、横浜1回、神戸2回、大阪1回、播磨1回)である。加えて、播磨においては、センター研究連絡会議での啓発を1回行っている。さらには、e-ラーニングシステムによる契約に関する研修や所内向けホームページにおいて仕様書の作成に関する注意、啓発等を行っている。 また仕様書の内容については、要求元が作成した仕様書を事務部門でも確認しており、限定的な仕様とならないように指導している。
8	③入札参加要件の緩和 競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。	入札参加の緩和を行った件数	物品・役務において、500万円以上の入札に参加するにはA等級、B等級又はC等級の資格が必要だが、これをD等級まで緩和した案件は、理研全体で59件であり、このうち15件が複数者応札となった。また、経験及び技術力の要件緩和については、最低限の技術力を有していることが実証できる内容であれば応札出来ることとして実施しているが、具体例としては、和光における「メールシステム運用支援」及び「仮想化基盤関連システム運用支援」の2件で、業務の従事者に求める経験年数を緩和(監督者15年→10年、責任者5年→3年)するとともに、従事者が他の現場とかけ持ちできるよう常駐の要件を削除して入札を行った例が挙げられる。

NO.	計画	評価指標	自己評価
9	<p>④公告期間の確保</p> <p>理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で10日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるように配慮している。 今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努めていく。</p>	<p>公告期間を業務日で10日間とした入札件数、業務日で10日を超えて公告期間を確保した件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。</p>	<p>理研の規程では「入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、入札に支障のない範囲でその期間を5日まで短縮することができる」と定められており、土日祝日を含めた暦日で10日の公告期間を設ければよいこととなっているが、公告期間を長く確保するため、政府調達案件を除く入札において運用上これを、土日祝日を含まない業務日で10日を設けることとしており、その件数は30件となっている。さらに業務日で10日超の日数を設けた件数は2,028件であった。一方、緊急性の理由で、暦日で10日より短縮した件数は21件あったが、他の多くの案件で適切な公告期間が確保できた。</p>
10	<p>(3)単価契約及び一括契約の締結促進の取組</p> <p>随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達の集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。</p>	<p>単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるように検討した上で実施し、効果について検証する。</p>	<p>新規の単価契約や一括調達については、業務効率の向上につながるかを検討した上で拡大に努めるべく、全事業所で取り組んでいる。 2020年度の単価契約は、全体で185件であり、このうちの新規分は18件（電子契約システムサービス(単価制)[和光]、保管文書の電子化作業[和光]、ヒトAB型血清[横浜]、イルミナショートリッドDNAシーケンス解析[神戸]等)であった。新規の一括調達は、3件（新事務棟等向けデジタルカラー複合機賃借及び保守[和光]、超低温フリーザー[筑波]、フリーズ超低温槽[筑波]）であった。「保管文書の電子化作業」は、和光、筑波、横浜の3地区7部署における保管文書の電子化作業をまとめて単価契約したものであり、競争により1枚当たりの経費が抑えられ、また、要求元はその都度依頼書を出す手間が省け、業務の効率化に貢献した。「超低温フリーザー」と「フリーズ超低温槽」の一括契約は、複数の要求元からの依頼をまとめて入札に付したものであり、契約事務の効率化につながった。 業務上必要となる新規単価契約や一括調達を行うことで、入札等の契約に係る事務作業を集約、削減でき、事務効率の向上につながっている。</p>
11	<p>(4)Web調達の活用</p> <p>少額で購入頻度の高い消耗品等の調達については、発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきたWeb調達が挙げられる。 Web調達は全所で利用可能となっていることから、これを活用することにより、調達の簡素化等業務の効率化を目指す。</p>	<p>Web調達契約の活用により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。</p>	<p>Web調達契約の利用状況（ID登録数、伝票数及び金額）は、2019年度の2,583ID、47,068件、1,598百万円に対して、2020年度は2,889ID、49,963件、2,040百万円となっていて、ID登録数で306ID（11.8%）、伝票数で2,895件（6.2%）、金額で442百万円（27.7%）増加している。1ID当たりの金額をみると、2019年度の619千円に対して2020年度は706千円と14.1%増加していて、また、1伝票当たりの金額も、2019年度の33,945円に対して2020年度は40,821円と20.3%増加している。Web調達の利用が拡大することにより、個別に見積書等を取得、伝票を起票していた時と比べ、調達が簡素化・効率化された。</p>
12	<p>(5)ICT(情報通信技術)の活用の検討</p> <p>契約依頼、調達手続き、納品確認など一連の契約手続きの各段階でICTを活用することができれば、契約手続きが効率化できる可能性があること、また、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした働き方改革にも貢献できることから、ICTの活用について検討する。</p>	<p>ICTの活用による契約手続きの効率化と働き方改革への貢献について検証する。</p>	<p>契約手続きの各段階でのICTの活用について検討し、以下の取組みを試行した結果、書類の電子化に手間がかかる一方で、決裁・承認処理にかかる時間は短縮されることがわかった。また、出勤率が約60%という状況下においても各契約手続きを進めることが可能となるなど、契約手続きの効率化と働き方改革への貢献に一定の効果が確認できた。 ・契約依頼は、電子メールやクラウド型データベースサービス(クライゼル)で受付 ・決裁・承認は、電子メールやクラウド型ストレージサービス(box)を利用 ・入札や随意契約の際に業者から受領する資料は、電子データで受領 ・納品確認は、画像データを電子メールで受領 ・他部署に回付する稟議書は、電子決裁システムを積極的に活用</p>

NO.	計画	評価指標	自己評価
13	3.調達に関するガバナンスの徹底		
14	(1)発注権限の遵守 理化学研究所においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行う。	全ての発注は、契約担当部署からの発注としたか。	会計規程等に沿った調達手続きを定め徹底することにより、少額案件も含め全ての契約案件について契約担当部署から発注を行っている。なお、特例在宅勤務に伴い導入した情報通信機器等の立替払いによる調達も一部可能としているが、立替払いを希望する申請者への所属長からの返信メールの連絡先に、契約担当役代行者(会計担当部署)を必ず含めることとしている。
15	(2)随意契約に関する内部統制の確立 入札実施基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約にすることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。	少額随意契約基準を超える競争性のない随意契約について、全件契約審査委員会の審査を実施したか。	少額随意契約基準額を超える競争性のない随意契約については、すべて契約審査委員会による事前審査を実施した。
16	(3)契約担当部署による納品確認の徹底 検収にあたっては、契約担当部署(納品確認センター及び納品確認スタッフ)による納品確認を実施しているが、不正防止の観点から確実に実施する。	物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。	会計規程等に沿った納品確認の手続きを定め徹底することにより、要求元以外の契約担当部署による納品確認を実施している。従来より納品確認センター及び訪問による納品確認を実施しているが、新型コロナウイルス感染症対策として、接触機会を減らすため、電子メールで受領した画像データによる納品確認も確実に実施した。
17	(4)公的研究費の不正使用防止のための取組 研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを契約担当部署で共有するとともに、研究者へ周知徹底する。	事業所の契約担当者間で共有を行ったか。研究室へ周知を行ったか。	研究費の不正使用防止として、新入職員オリエンテーション等で研究費の正しい執行について周知を行うとともに、e-ラーニングにより研修を実施している。また、契約担当課の連絡会議において、適宜、必要な情報共有を行った。